

知的障害者のダイレクト・ペイメント

Direct Payment for persons with intellectual disabilities

渡辺勸持*¹・薬師寺明子*²・島田博祐³

Kanji WATANABE, Akiko YAKUSHIJI Hirotsuke SHIMADA

序

本稿は、昨年報告した「本人主体と地域生活支援」からの一つの展開である。昨年は、以下の点を述べた。

1. 20世紀初頭に世界の国々で、知的障害者を大規模隔離施設に収容した。生活のすべてを施設側が決定し、収容されている人々は、外で散歩したい、ゆっくり寝ていたい、好きなものを食べたいなど、自分のしたいことができなかつた。本人の主体性、権利、自由は顧みられず、外部の普通の人々もそのような施設収容の生活が当たり前と思ってきた。

2. 戦後、ノーマライゼーションの理念が国際的に掲げられ、収容施設を廃止し住居を地域社会に移行する物理的な統合が進められた。そして、本人の声を聴き支援しよう、という本人主体の考え方が広がり始めた。言葉のない、重度の知的障害のある人達がほんとうは何をしたいのか。それを理解する唯一の方法は、支援者がその人の近くにおいて、ゆったりとした時間の中で、日々の行動や感情を推測し、確認することである。しかしながら、現実には、グループホームで働く人々の給与が低いために「スタッフは、すぐ変わらないでください」という声が本人から出ている。

3. 言葉（概念）の操作で、科学によってより快適な社会へ進もうとする現代人は、ともすると「言葉で考えない世界」にいる人々を下にみる傾向がある。

どのような障害があろうとも、一人の人間として尊ばれねばならないと理念を掲げながら、現実には、多数派の力が強く動いている。「言葉で考える世界」も「言葉に依存

せずに生きていく世界」も、どちらも人間存在の意味のある在り方であり、知的障害があるために言葉の操作ができない人々の世界を私たちは大切にすることによって、言葉で操られない人間の基本的在り方を学べる。

今回の報告では、本人主体の理念を実現する一つの方法としてダイレクト・ペイメントの考え方、制度について書籍、論文、インターネットでの情報によって考えてみたい。

1. ダイレクト・ペイメントとは何か

ダイレクト・ペイメントとは、その人が必要とする福祉的サービスのお金（税金）を、従来行われていたように、サービスを供給する法人等の団体に配分するのではなく、直接（ダイレクト）、障害のある人に払う（ペイメント）というシステムである。

このシステムには、本人に直接、支援の経費を渡すことによって、障害のある人が、既成の事業所が行っているサービスリストから選択させられるのではなく、自分の人生で本当にしたいこと、本当に必要だと思っていることを、自分で自由に作り実行できるのではないかと、という期待がこめられている。

[税金を配分する政府→法人等のサービス供給機関→サービスを受ける障害者]というルートの中に介在するサービス供給を行う事業所を飛び越えることによって、サービスという名の下に、一括りにされ、ともすれば個人の

*1 美作大学地域生活科学研究所客員研究員 博士(心身障害学)

*2 美作大学 社会福祉学科 准教授

*3 明星大学 教育学部 教授

Mimasaka Univ., Institute for Community Living, Research fellow, Doctor for Disability Studies
Mimasaka Univ., Social Welfare, Associate Professor
Meisei Univ., Dept. of Education, Professor

問題として扱われてしまっていた願望や想いが実現するのではないかという考えが、ダイレクト・ペイメントの背景にある。障害のある人が自分で、自分の生活、人生に必要な支援を考え、その支援を実行する具体的計画をたて、それに必要な経費を算定し、それらの結果を書類で行政機関に請求し、行政機関の認可を経て、その経費を使い、ここでのプランが本当に自分の生活をよくしたか、どうかを検討、報告する。そのような、第二の道を考えたのである。

2. ダイレクト・ペイメントの考え方は、どのようにして生まれたか

ダイレクト・ペイメントの考えが起こったのは、介護を受けるときの介護者と介護される障害者との人間関係の問題があったと言われている。

介護人は、法人や企業の事業所から来る。障害のある人からすると、それまで会ったこともない年齢、性別、性格さまざまな人が我が家に来る。中には、介護技能も低く、人間的な暖かみの無い人が来るかもしれない。いろいろな人が入れ替わり、立ち替わり、来るかもしれない。

障害のある人は、体位の変換、移動、排泄、食事、外出など生活のすべてをこの人達に頼むことになる。支援の必要性が高い人は、数分ごとに頼む必要がでるだろう。そのような状況で、自分と相性が悪い介護者と向き合わなければならないことが、いかに辛いかということは、例えば入院して身体が動けない我が身のことを思い起こすと、わかるような気がする。

「自分を介護してくれる人を、自分で選びたい。自分で雇用したい。そのための経費を事業所ではなく、私に下さい。」と障害のある人々が声をあげた。その声は運動によって高まり、パーソナル・アシスタント、ダイレクト・ペイメントの考えが生まれ、制度化されるようになった。

障害のある人への援助は、通常、いわゆる軽度の人から始められる。この人々に対しては、いくつかの種類のサービスが用意され、障害のある人はそれらのリストの中から選択してサービスを受ける、そのような福祉制度ができ、現在もそうしている。

しかし、支援の必要性が複雑で、障害が重いと言われて

き出しをいくら用意しても、それにはあてはまらない。そのために、引き出しを整えるという既存の制度枠から跳びだし、経費を自分が直接もらい、本当に必要な支援を自分で考え、介護する人に面接し、雇用し、訓練し、それにかかる経費の管理をするダイレクト・ペイメントが生じた。

障害が複雑に交錯したために、他の人と同じ種類のサービスを受けるということができにくい、ということは、知的障害のある人も同じである。言葉が無く、過去の生活のために対人的な関係が難しく、自分の頭を叩いて血を流したり、他人に暴力をふるう形で自己表現をする人々には、その人の生活環境、過去の対人関係について、その人の近くに

いる人が、生活の場で、長く見てみないとわからない。そのような意味で個別性の強い対応が必要となる。

しかしながら、知的障害のある障害が重度の人には、ダイレクト・ペイメントの発想に基づく運動は出てこなかった。

3. 知的障害者がダイレクト・ペイメントを受けられない理由

ダイレクト・ペイメントが行われている英国、カナダ等でもダイレクト・ペイメントの制度化は、身体障害者から制度化され、知的障害は後回しになっている。

その大きな理由の一つに、「言葉のない人がそのような選択や決定はできないのではないか」「知的障害者がほんとうにそのような支援がほしいと言ったのか」「周りの人が、それがいいと決めているのではないか」という疑問がある。知的障害のある人は、ダイレクト・ペイメントを受けることに同意する能力があるのか、経費やそれにまつわる諸事務を管理する能力があるのか、そもそも、ダイレクト・ペイメントが何であるかという情報すら理解できないではないか、という疑念から生ずる拒否的な態度である。

「言葉もない、あー、あーというだけの人に、税金をまかせていいものか、その周囲の人が代わりに事務や書類を作成するというが、その人たちは本当に知的障害のある人の声を代弁しているのか」という疑念である。

これは、税金を配分する側の人から見ると、当然の疑問であるかもしれない。

市役所の人が、当事者に会い、その人の生活の現状を見

てなんとかしなければならぬ、という気持ちが生まれても、税金を無責任に配分するわけにはいかない。

一方、支援する側からすると、知的障害者自身は、言葉では表現できない。しかし、何をしたいか、あるいは、選択したことがよかった、ということは、近くで支援していればわかる。支援を受けることは、この人達の権利だと憲法でも言っているのではないですか。そう言って、いわば、通訳者のように、現在のサービスにあてはまらない人々の気持ちを代弁し、税金を配分する自治体に説明をする。

知的障害が、法律にある同意や管理の能力がないこと、そのものであるために、選択や決定ができず、自分の人生であるのに、自分の好きな生き方、生活ができない。この問題は、英国やカナダなどでも共通して起こっている。

言葉のない、重度の知的障害者の代わりに、その人のニーズや願いをどう理解して行政機関に伝え、経費を獲得するのか。そのことが、超えるべき一つの山になる。

4. ダイレクト・ペイメントと類似した制度（日本）の報告事例から考える

日本には、ダイレクト・ペイメントの制度はない。本人の望む生活を実現するために、言葉のない重度の知的障害者を地域社会で支援している人々は、既存の重度訪問介護制度、他人介護料等の身体障害者のサービスを重度の知的障害者にも使えるようにと行政機関に申請し、活動を行っている。

それらの活動を報告したもののうち、重度の知的障害者を対象とした三つの発表された事例をとりあげ、言葉のない知的障害のある人に、支援機関は、どのように対応して本人の声を聞き取り、本人の望む生活を実現しているのか、ということを考えてみたい。これらの事例は、直接の現金給付を受けない、ヘルパーとそスタッフの活動が中心という点では、欧米のダイレクト・ペイメントのシステムとは異なるが、「本人が、自分で選択し、決定しながら、自分のしたい生活を行うための支援」という同じ理念で、既存のサービス枠をこえる要求をすることが、欧米の知的障害者がダイレクト・ペイメントを受ける時に地方自治体等の行政機関にその必要性を説明し、認めさせるという点では同じ状況を抱えていると思うからである。以下、「 」内

の記述は本文からの引用である。

事例 1

自立生活センター小平（以下センターと略記）の報告事例である。A市では、2010年、重度判定の知的障害と軽度の身体障害のあるKさん（41歳）に、重度訪問介護単価に換算して24時間相当の居宅介護の時間数を支給決定した。A市では初めてのことである。

Kさんは、表出言語はなく「下腹部を叩いてトイレを伝える」、指さして意思を伝えるが、「一つ意思表示が、必ずしも一つの行動を示すとは限らない」。「周囲の状況や、ヘルパーを含む他人の行動を理解できない状況が続くと鬱状態になる」。一人でゆっくりと歩ける。

母親と暮らしていたときに、センターに月に数回、外出介助を依頼し、支援者とKさんの関係が徐々にできていた。母親が入院し、介助者がいなくなったため、センターの自立生活体験室である住宅街の民間2DKアパートで生活することになり、センターは介助制度の交渉をA市で行った。

A市では、重度の知的障害者の24時間介助申請は初めてであり、センター側では、「コミュニケーション介助、就寝時の介助、外出介助、具合が悪いときの介助」と介助の必要性がはっきりする具体的な場面・介助内容を資料にまとめて説明した。

6ヶ月にわたる交渉の結果、制度上重度訪問介護のような長時間見守りを含む介助制度を知的障害者が利用できないため、支給時間数としては1日24時間の支給はなかったが、重度訪問介護単価に換算して24時間相当の居宅介護（身体介護・家事援助・移動支援のミックスで）の時間数が支給決定された。これによって、24時間連続体制でヘルパーをつけることができるようになった。

Kさんの介助は10数名のヘルパーによって交替制で行われ、1回のヘルパーの勤務は長時間を基本とし、支援方針は、Kさんの様子およびヘルパーからあげられた情報をもとに、Kさんの担当のゼネラルマネージャー（GM：障害者役員）と健常者コーディネーターが中心となり組み立てている。

コミュニケーションの取り方、食事と栄養管理面での対応、掃除、洗濯、入浴など日常生活の介助、金銭管理の面等、Kさんの状態をみて、学び、工夫を重ね、支援を行った。

その結果、Kさんの意思表示が多くなり、また活発になった。Kさんはほぼ毎日外出し、夕方には自立生活センターに立ち寄り、Kさんの直接の担当でない自立生活センターのスタッフ等とも交流ができるようになっていく。アパートのある古い商店街では、毎日食料品の買い物にヘルパーとともに立ち寄るので、商店街のさまざまな店地域のお得意様の1人として顔を覚えられ、同じ町内の住民として認知されている。

事例 2

X市(中部地方)で、26歳の重度知的障害のある女性(Iさん)に実質24時間の居宅介護、移動支援の保障が、始めて認められた。その間の市役所福祉課との交渉経緯を紹介しながら、Iさんと共にヘルパーとその事業所が、学び、成長していく姿が描かれている。

Iさんは、保育園、小学校は普通児とともにいたが、小学校高学年の時にいじめに会い、不登校となった。中学校は特殊学級にいったが、いじめられてからは、家族とだけの生活が長く続き、言葉のないIさんは、他人とのコミュニケーションが難しい状況にあった。支援費制度導入時期に、ヘルパー派遣事業所より週3回の介助派遣を受け、家族の事情から、アパートで自立生活をするようになる。

Iさんの介助には、1日3交代で週に10人ほど入っていた(現在のヘルパー支援体制については不明)。市役所側から作業所への通所を進められたが作業所内に入ることができず、ボランティア団体が行っている高齢者・障害者へのお弁当宅配の手伝いを行っている。

事例 3

Nさん(男性、20歳代前半)は、小中学校を普通学級で、普通高校目指して3年浪人後、定時制高校を卒業。本人、家族の希望で、2006年に一軒家を借り、柏市の自立センターK2(以後センターと略記)の支援を受けながら一人住まいを始めた。センターはNさんの24時間介護を市役所に請求、2年後の2008年に認められた。Nさんは、「身体に障がいはないので一人で動けるが食事・トイレ・入浴・外出など生活全般に介助を必要とする」「言葉でコミュニケーションが取れないため、仕草や顔つきなどから推し量り確認している」「自分の意思がわかってもらえない時などパニックを起こし自傷・他傷をする」と記述されている。10人あまりのヘルパーで対応している。

この3事例から、言葉のない知的障害者がダイレクト・ペイメントを行うときの在り方を2つの側面、一つはその人の近くで、長く、日常支援を行いながら、どのように理解を深めたか、二つ目は行政機関への伝え方、から見てみよう。

(1) ことばのない重度の知的障害者のニーズを、どのように確認するか

事例 1

「Kさんの障害状況を考慮し、月に数回のペースの外出介助時に、きちんとコミュニケーションの取れるヘルパーを少しずつ育てていくやり方で、次第にKさんと支援者との信頼関係が強くなっていった。」「Kさんの少ない意思表

示を見逃さずに、引き出していく介助は、時間とコミュニケーション介助技術が必要であり、集団介護体制のデイサービスや施設の中では不可能なことである。」「食事のメニューの選択は、写真や絵が載っている本を見て、視覚的に理解できるようにしている。・・・それでも、食材や献立を選ぶ際に、Kさんが何を食べたいのかわかりづらい場合があり(例えば全ての選択肢を指差して賛成の意思表示をするなど)、メニュー選びには十分時間をかけている。」「Kさん本人は自分から意思表示をしないことも多いため、ヘルパーが声かけをして、一つ一つの行動について、確認をしていく」「基本的にはヘルパーが声かけをして、Kさんと一緒に行くという流れが多い」「Kさんのペースはゆっくりであるため、Kさん自身のペースにヘルパーがきちんと合わせた介助を行う必要がある。Kさんのペースが守られないと、鬱症状につながっていくことがある」

「支援の結果、自立前とは比べものにならないほどKさんの意思表示が多くなり、また活発になった。」

事例 2

「『朝 お洗濯をしないと乾かないから洗濯しましょう』『洗濯ものはこうやって干すのが一番いいですよ』『次はお掃除ですよ!』とまるでハウスキーパーのように家事仕事を教えてしまったのでした。」という対応の仕方を反省し、「当事者の気持ちを支え、いかにIさんに受け入れてもらい、相互に信頼関係を作れるか」という事を考えて進めた。その結果、「言葉を持たない彼女たちも『生まれ育った街で暮らしたい』。そう願っているはずですが、彼女たち自身が地域生活を望んでいるかどうかは、彼女たちに受け入れてもらい初めて、彼女たちが何を望んでいるのか?が分かるのだと思います。コミュニケーションに困難さを持つ彼女たちですが、言葉ではない表現方法をたくさん持っている。決して支援者側の思い込み等ではない。彼女たちの生活の中には、地域生活を楽しまれていると分かる瞬間がたくさんある。そんな時私たちも、『自立支援をし続けてきて良かった』嬉しく思う。だからこそ、『彼女たちは私たちと同じように当たり前地域で暮らす事を望まれているんだ!』と確信を持って多くの人に伝え続けていける」と述べている。

事例 3

「Nさんの介助者になるには長時間の研修を必要とします。」「日中はプール・公園・スーパー・百貨店・動植物園・公民館などへ車に乗って出かけている。Nさんに出かける先を確認して同意を得ていくようにしているが、介助者主導でいくこともままある。電車やバスに乗るのも大好きです。」「センターでは、Nさんとこの3年あまりの生活で一人住まいを支える楽しさがよりわかってきました。自分の意思で物事を処理できる身体障がい者の介助とは違っていろいろなことがあり、最初のころは夜中に電話があ

るとNさんに何かあったのかと心配したり、外出先や近所の家とのトラブルで謝りにいたり、介助者が彼の要求に応えられずに怪我をさせたりとさまざまなことが起こりました。これからもまた違った困難が出てくるかもしれません。でもこの3年間で彼が出来ることがずいぶん増えたとし、興味を持つ幅が広がっています。彼の生き生きした顔を見ることが出来、介助者が皆、彼を好きになり彼との時間を楽しんでいて、彼もまたそれぞれの介助者の特性をうまくつかんで生活していています。」

報告は3事例とも、言葉のない知的障害のある人のニーズを、生活をともにしながら、その人の行動や表情で判断している。言葉で説明できないときは、実際にやってみる。やってみて始めて、その人のニーズが、わかってくる。

しかし、「わかるには、時間がかかる」ことを3事例とも述べている。メニュー選びに時間を掛ける場合もあれば、3年間やってみて、こうだったという長い時間もある。知的障害のある人に向かい合うヘルパーが、その人から学ぶ時間も長くなることを当然としている。

こうした行動によるコミュニケーション成立の前提には「信頼関係」が基盤にないと進まないとも感じている。支援者側から一方的に声をかけても、信頼関係がないと機能しないという経験から、信頼関係ができ、知的障害のある人に受け入れられていると感じたときに、始めてその人達が何を望んでいるか、仕草や表情など言葉ではない表現方法をいっぱいもっていることがわかってくる、と述べている。それでも、身体や表情による表現は、あいまいな部分が残るため、そのような場合は、必ず確認する。

重度の知的障害の人に、グループホームに行くか、入所施設に残るか、という選択、決定をしてもらうには、まず、グループホームを体験してもらう。体験して以前の入所者と一緒にテレビをみたり、食卓を囲んで楽しく食べたりしながら、そのよさがわかってくる。結婚についても同じであろう。結婚してアパートで暮らす「先輩」を訪問して、始めて、結婚のよさが感じられる。

三つの事例は、ヘルパーと当事者の関係についてのものであるが、親や専門家が本人主体の理念のもとで、地域生活を支援するときにも参考になるであろう。こうした事例が、積み重なることによって、言葉のない重度の知的障害のある人が、地域で生活することの支援の在り方が見えてくるのではないだろうか。

(2) 言葉のない重度の知的障害者の代弁者として、2 4時間の介護にかかる経費を請求する

市役所に24時間の介護を申請に行くと、「言葉のない人なのに、ほんとうに地域生活を望んでいるのか」という疑問の表現が出る。知的障害に直接触れていない人のもつ一般的な疑問である。

それに対して、どう対応しているかを事例から引用しよう。

事例 1 「市役所が一番強く聞いてきたのは、言語コミュニケーションが取れない知的障害者が、本当に地域で暮らすことを望んでいるのか、ということだった。これに対しては、これまでのKさんとの関わり、Kさんとヘルパーとの強い信頼関係、これまでKさんが体験してきた集団生活でのKさんの拒否反応、などを例に挙げ、施設やグループホームではなく地域での生活が本人にとって最適である、ということ市役所と粘り強く話し合った。」

事例 2 市役所との交渉では「・24時間の支給量がなければ介助派遣を行ってくれる事業所がない ・この一年のIさんの地域生活の様子 ・これからのIさんの地域生活について」の3点に絞って話した。」

行政機関と話した結果、「・支援者の地域での立場を十分に伝えられた。・今後、支援者がIさんと地域をどのように繋げていくかを具体的に話げできた。・Iさんの自立生活が、地域の方々に受け入れられ、知的当事者と地域との相互理解が深まった事を行政に理解して頂けた。・知的当事者の自立生活は、介助者とIさんとの関係作りができてから、地域へ繋げて行くことが重要である事を理解してもらった。」

「Aさんの地域生活支援を通して、多くの方々からの励ましや応援をたくさん頂いた反面、『知的当事者は、ほんとうに独り暮らしを望んでいるのか?』『本当に自立支援が必要なのか?』『当事者が自立したいと表現したのか?』などと言われた。」

事例 3 最初に申請したときには、「K市の障害福祉課では『Nさんの一人住まいをしたいという意思が確認できない、施設で訓練をしてから地域に出るべきだ』ということで障害福祉サービスは外出介護108時間しか認めてもらえませんでした。」事例では、福祉課に説明したとは書かれていないが、Nさんへの24時間介助の必要性を、「食事・トイレ・入浴・外出など生活全般の介助」、コミュニケーションは、「仕草や顔つきなどから推し量り確認するようにしている」「介助者にはNさんの気持や行動がすぐに理解できないことが間々あり、自分の意思がわかってももらえない時などパニックを起こし自傷・他傷をすること」「介助者になるには長時間の研修を必要とすること」「介

助料の支払は毎月20万近くの赤字が続いていること」などを伝えたのではないかと考えられる。

事例では、支援者が、行政機関（市役所）に行き、言葉のない知的障害のある人が思っていることを、代弁して、「実際にどのような支援を行う必要があるかということはどう理解したか」「それらの支援を実際に行ったことによって障害のある人がどのように変化したか」ということを、具体的な状況の中で説明している。

欧米でのダイレクト・ペイメント等の個人の支援基金を得る場合は、支援者（ファシリテーター、コーディネーター等）や支援機関が、その本人を中心にして、ニーズを考え、支援を申請し、行政当局の評価を受け、サービスの管理を行い、成果を報告する。ダイレクト・ペイメントの制度の中で市当局の役割や、支援団体の役割が決まっている。

日本では、制度のない段階で、支援スタッフが観察し、感じ、支援を進める中で確信した支援のニーズや方法を第三者（市福祉部）に伝え、いわば、作業の全部をスタッフがしている。このようなスタッフの日々の努力が、3事例の中に感じられ、その事例には将来ダイレクト・ペイメントの制度を日本で作るときの貴重な知見があるように感じられる。

5. おわりに

欧米では、行政がダイレクト・ペイメントを、効率のよい運用によって経費節約をする意図もあって行われている。経費節約が次の点にまで侵入すると危険である。

- ・支援者が、本人の近くで、長く支援できなくなる
- ・個に焦点化しすぎて、地域社会や行政との切り離しが生じ、虐待等がおこる
- ・専門家との乖離が生じ、専門家がダイレクト・ペイメントの推進をしない

3事例の本人と行政機関の間をとりもっているのは、いずれも、法人格をもった事業所である。しかし、介在する人や支援機関には本人を中心にした家族や友人、専門家などで構成される多様な「支援の輪」（Circle of Friends, Support Circle）、本人自身の会や多種の権利擁護団体等、多様な在り方が考えられる。このことについては、海外の事例に学ぶことも多いと考えられる。

参考文献

1. 国内では、小川喜道『障害者の自立支援とパーソナル・アシスタンス、ダイレクト・ペイメントー英国障害者福祉の変革』明石書店、2005 岡部耕典『障害者自立支援法とケアの自律ーパーソナルアシスタンスとダイレクト・ペイメント』明石書店、2006 白瀬由美香（2010）「英国の障害者自立支援における「パーソナライゼーション」の可能性と課題」障害学会第7回大会ポスター発表 www.jsds.org/jsds2010/Poster/10_Shirase.doc などがある。

2. 事例1、2、3は、いずれも月刊 全国障害者介護制度情報障害者自立生活・介護制度相談センター 月刊全国障害者介護制度情報からのものであり、ホームページ <http://www.kaigoseido.net/topF.htm> の「月刊誌バックナンバー」でみることができる。事例1：自立生活センター・小平 「24時間介護利用による知的障害者の1人暮らしの支援の事例」2010年4・5月号 事例2：「中部地方のX市で知的障害者が実質24時間介護保障」2006年11月号 事例3：「24時間介助の重度知的障がい者Nさんの自立生活」2009年11,12月号

3. 外国の知的障害を対象としたダイレクト・ペイメントについては英国での資料を、小川喜道が多く発表している。本稿では下記の文献を参考にした。

(1) John Lord, Peggy Hutchison (2011) Pathways to Inclusion Building a New Story with People and Communities, Second Edition. Captus Press カナダ、オンタリオ州の事例を中心として、筆者は、知的障害児の親でもある。

(2) Laragy, C. (2008), Does Individualised Funding Offer New Opportunities or Unacceptable Risks? Australian case studies of people with an intellectual disability, Third Annual Roundtable on Intellectual Disability Policy, School of Social Work and Social Policy, La Trobe University. (Conference paper) p.22-32 18歳、知的障害、自閉症で、言語のない問題行動をもった青年が個別支援資金を受けてからどう変わったかということをオーストラリア、ビクトリア州の制度 (Victorian Individualized Funding Project) に対応させながらまとめている。

<http://arrow.latrobe.edu.au:8080/vital/access/manager/Repository/latrobe:32297;jsessionid=9B401592086FA102F9F63D3FF4584119>

(3) Val Williams and Andrew Holman(2006) Direct payment and autonomy: issues for people with learning difficulties, in Janet Lecce and Joanna Bornat (eds), Developments in Direct Payments, Bristol: Policy Press, p 66-78 筆者は、ブリストル大学のノラ・フライ研究所に所属し、知的障害者が研究グループに参加し、英国のダイレクト・ペイメントについての調査研究を行った際の共同研究者である。